

第 2 3 回 南 幌 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

令和 4 年 4 月 2 6 日（火）午前 9 時 0 0 分より、役場各種委員会室において第 2 3 回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
1 0	番	山	田		浩
1 1	番	背	尾	裕	典
1 2	番	鍋	山	洋	一

欠席者

3	番	久	保	正	彦
---	---	---	---	---	---

本日の議案は次のとおり

- 報告第 1 号 農業経営改善計画の認定について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について

事務局出席者	事務局 長	砂 田 隆 樹
	事務局 主任	森 川 真由美

議長　これより、第２３回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は１１名でございます。
久保委員におかれましては欠席届が出されております。直ちに
本日の会議を開きます。

日程第１　議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第１４条の規定により議長において指名いたします。４番　江郷　委員、
５番　南　委員　以上ご兩名を指名いたします。

日程第２　会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第２３回南幌町農業委員会総会は、４月２６日　本日１日限り
といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長　ご異議なしと認めます。よって第２３回南幌町農業委員会総会
は、４月２６日　本日１日限りと決しました。

日程第３　諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長　諸般報告。

令和４年３月２５日、第２２回農業委員会総会を開催した。

４月７日、空知農業委員会連合会第１回通常総会が岩見沢市で
開催され、会長出席した。以上でございます。

議長　諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでござい
ますので、報告済みといたします。

議長　日程第４　報告第１号　農業経営改善計画の認定についてを議
題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長　報告第１号　農業経営改善計画の認定について。

南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。令和4年4月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、6件でございます。

いずれも、認定年月日は令和4年4月20日、有効期限が令和9年4月19日までとなっております。

認定番号4の4の1、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。再認定です。

認定番号4の4の2、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。再認定です。

認定番号4の4の3、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。再認定です。

認定番号4の4の4、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。再認定です。

認定番号4の4の5、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。再認定です。

認定番号4の4の6、住所は南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。法人化に伴う新規認定です。

認定農業者の経営体の総数につきましては、150経営体のうち法人が16法人となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

議長 日程第5 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による

届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。令和4年4月26日提出。

南幌町農業委員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、1件でございます。

権利を取得した者ですが、南幌町〇〇〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇丁目〇〇〇〇番の〇、畑で1, 102㎡となります。届出をした日ですが、令和4年4月18日となります。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については、報告済みといたします。

議長 日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可否の決定を求める。

令和4年4月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第3条の規定によ

る許可申請につきましては、所有権移転によるものが1件でございます。

所有権移転の譲渡人は、南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。譲受人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で482㎡となります。

申請理由は、譲渡人が離農することとなり農地を譲渡することになりました。譲受人は申請地を譲り受けし、農業経営の規模拡大を図りたく申請に及びました。

別にお配りしている資料1農地法第3条調査書により説明いたします。資料1をごらんください。第2項第1号は譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に見込まれることから該当しない。同項第2号は、譲渡人は個人であり、該当しない。同項第3号は、信託ではないので該当しない。同項第4号は、譲受人は年250日以上農作業に従事しているので該当しない。同項第5号は、農地の下限面積2ヘクタールを超えているので該当しない。同項第6条は、贈与につき該当しない。同項第7条は、山田委員が現地調査を行い、周辺のうちの利用状況、農業など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあたられた委員より補足説明があればお願いいたします。

10 番 議長 10 番

議長 10 番 山田 委員

10 番 この件について、現地調査を行いました。が、周辺農地への影響等はないものと思われ。ます。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第 7** 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和 4 年 4 月 26 日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第 2 号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が 3 件、利用権の設定が 7 件でございます。初めに所有権移転及び利用権の設定 整理番号 4 の 4 の 1 から 4 の 4 の 5 までを説明いたします。
所有権移転 整理番号 4 の 4 の 1 の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。
土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇〇、畑で 15, 241 m²他計 2 筆ございまして 36, 958 m²となり

ます。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号4の4の2の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇〇、田で14,409㎡他計3筆ございまして15,618㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇円となります。

整理番号4の4の3の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で21,800㎡他計4筆ございまして40,616㎡となります。価格につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇円となります。

続きまして、利用権の設定、整理番号4の4の1の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、静岡県〇〇市〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地の〇〇〇、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇〇、畑で10,817㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年4月26日までの〇年間となります。

整理番号4の4の2の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇の内、田で11,380㎡他計5筆ございまして、37,686㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年4月26日までの〇〇年間となります。

整理番号4の4の3の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で22,765㎡他計2筆ございまして、31,903㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号4の4の4の借り手は、空知郡南幌町〇〇〇丁目〇番〇〇の〇〇〇号、〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇

番の〇、畑で 6 7 6 m²他計 5 筆ございまして、6 5, 2 4 8 m²となります。利用権の期間ですが、令和〇年 4 月 2 6 日までの〇年間となります。

整理番号 4 の 4 の 5 の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で 1 1, 4 0 0 m²他計 6 筆ございまして、4 4, 9 0 1 m²となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年 4 月 2 6 日までの 1 0 年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第 2 号 農用地利用集積計画の決定
所有権移転及び利用権の設定 整理番号 4 の 4 の 1 から 4 の 4 の 5 については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって所有権移転及び利用権の設定
整理番号 4 の 4 の 1 から 4 の 4 の 5 については提案のとおり承認
することに決しました。

整理番号 4 の 4 の 6 については、農業委員会等に関する法律第
3 1 条、議事参与の制限により、青木委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、青木委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号４の４の６の借り手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で３５，１２９㎡他計３筆ございまして、８１，１０５㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年３月２３日までの〇年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。利用権の設定 整理番号４の４の６については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

退席しております青木委員が席に着くまでの間、暫時休憩いたします。

（暫時休憩し、青木委員着席する）

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号４の４の７の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、

空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で１４，７５５㎡他計８筆ございまして、８２，１４５㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年３月２３日までの〇年間となります。

以上集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第２号 農用地利用集積計画の決定、
整理番号４の４の７については、提案のとおり承認することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしま
した。第２３回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いた
したいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第２３回南幌町農業委員会総会
は只今を以って閉会といたします。

(午前９時２１分終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

4 番

5 番